

神戸市道路公社役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市道路公社の役員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 常勤の役員（神戸市から派遣された役員を除く。）には、報酬、通勤手当、役員手当及び期末手当を支給する。

(報酬)

第3条 役員の報酬月額、神戸市外郭団体役員報酬基準に基づく。なお、同基準が直接適用されない役員の月額報酬は、相当職に該当するものとして、読み替えて適用する。

2 報酬は、神戸市道路公社職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定める給料の支給方法に準じて支給する。

(通勤手当)

第3条の2 通勤手当は、次に掲げる役員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料道路を利用して、その運賃又は料金を常例とする役員

(2) 通勤のため自転車、単車、自動車等交通用具を使用することを常例とする役員

(役員手当)

第4条 役員手当の月額、神戸市外郭団体役員報酬基準に基づく。なお、同基準が直接適用されない役員の月額手当は、相当職に該当するものとして、読み替えて適用する。

2 役員手当は、給与規程に定める管理職手当の支給方法に準じて支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、役員が受けるべき報酬月額を基礎として、予算の範囲で理事長が定める。

(派遣役員の給与の特例)

第6条 神戸市から派遣された役員の給与については、理事長と神戸市長が別に協議するところにより支給する。

(実施細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（昭和47年1月7日承認）

この規程は、昭和46年4月21日から適用する。

附 則（昭和48年10月26日承認）

この規程は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月26日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

附 則（昭和53年12月22日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月27日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和58年5月1日から適用する。

附 則（昭和60年1月28日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 60 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 1 月 20 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 61 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 22 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 62 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 12 月 26 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 63 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 5 月 1 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 63 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 12 月 26 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 1 月 10 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 1 月 14 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 1 月 14 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 1 月 11 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 30 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 5 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 14 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日承認）

（施行期日等）

1 この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

（退職時増報酬に関する経過措置）

2 この規程の施行日前から引き続き在職している者が、退職又は死亡した場合には、平成 14 年 3 月 31 日現在の報酬月額と在職期間を基準として、従前の退職時増報酬の例により算出した額を報酬として支給する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日承認）

この規程は、設立団体の長の承認のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日承認）

この規程は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。